大鏡

三四

秋田県立図書館
曙文庫

大鏡巻之三目録

枇杷左大臣　仲平　基經二郎

貞信公　忠平　基經四郎

清慎公　實頼

廣義公　頼忠

小一条左大臣　師尹

一左大臣仲平こそはおとゝにおはしけれ
大臣にはあれど大臣は位にはのぼらせ給
はずして十三年ぞあらせ給
枇杷の左大臣とぞ申すこゝに摂政ゝ集り
給ひしかども仲平ゝ集り給へる位人臣
なるべきにもあらぬ人ぞ
あるべきにもあらぬ人ぞ
大臣にぞなりあがれる
あるべきにもあらぬ人ぞ
なるべきにもあらぬ人ぞ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常〻世話人の大石寺参詣申つかまつり小一条井南
かでれこて地蔵せてれ方しかか
さて行ちそのしむ毎かこれの神おそしし藤八
洞院寺仏の法ばうあるさせ給ひて両方どれ
如ふ日れ出ることなし有ねこと一所八人まのり
あるのさりき酒肴の色馬車よれまつて
みしとあるきいたるよむのなるひいと
かうしけるこそ焼れ方なたを今もかんけ
ふてを家を行ふ今を矣ふらんが絵れいて
行ふ毎れて術なるそれ毎うは法ことなれば
ぐて我さまのうつふれ南れつれいるき法を

出みてひつまたきこなきこるなる虎て仏ふ
なるるるるきいでそれ先祖れ出ればなるふを
れるれと小条のこるのんるるるるれ仏ふ
めるるるるそ毎るれるるるるれ
法のくまこんるれなるるかるせんれ
つるるを西みなく毎るれるれる道原八
仏るる法を八貞宗宗像神るつるるる
中なるるる藤るるれ法るるて井させ法る
ふふしきと中るるれまれんるれるれ
なるて神仏を中西井を法るふ
あれ仏るるれ法る毎れ寄れ

仰せの宣旨くだされ海道の警固を命じ
さるべきかの旨仰せ下されけるとぞ
みちのくの南蛮所法師らつれ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]けん小路[illegible]大[illegible]と[illegible]
[illegible]七十[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
男子依程太貳[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

世をうけゝるむすめ世をすてゝ
かゝる所にあるを見給ひて世をすてゝ
やまにあるまうをすてゝ大貳の近まもるいとこ懐平
右馬督貴実をすてゝ小ふておくゝ侍
大貳のゝ侍ゝ女ゝ侍ふゝ侍ゝ侍ゝ
ゝゝゝ八法住寺たゝ三のおとゝ小方ふゝ侍ゝ
ゝゝゝ女君ゝ右馬頭の弘徽殿女御又入道
中納言の小方ゝて又おのゝ侍ゝ今の中宮大夫信郷とゝ
ゝめゝゝゝ侍ゝ三郎ゝ大ゝゝ敦敏ゝ将のお
ゝゝゝゝ右馬督ゝゝゝゝゝ敦敏ゝ
ゝゝゝゝゝゝ

太郎ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ

我国といひし大納言のうちと今は内裏の中なる資平が宰相を花〻なる
ものかな（歌実宰相のあるべし）又左衛門の督
世を捨てはてしいそのかみ古き跡をたづねて八法師まで（京）
良園（京）君とておとゝの又ちかひなる女房とかしつかひ給ひ
けるを　おのつゝ生れ給へりける女房かくや姫
とゝ申けるこの女はうさこれ宰相のめのとの京
花山院に女御　左衛門督　むすめ　殿
むすめ　殿　これ女御殿　これ女御殿
これ女房千日　なこそ　資家中納言
屋　なり　盃　の中納言　のきさ　すりてうせ
左衛門督　おはかり　子　かくて　ける
御子　中宮の　御　殿　殿　殿
少将宮の　殿　東面　今の中宮御　はくやめの事也　情
たてゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
今　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ

世にたちまさりてきこえたるものなり世中に
はやりあつまりてはいとおもしろきものなり
はるばるやうやうにて河内とかやちをつたへて又ほりはやしの
おきてもあるべしこれらのほうもつ住僧ゆゑなり
者式相経書真言師せんとことのあるべき法
殺せざるべし仏をあがめ法をたもつの滅罪生善のいとなみ又昭元
法自業をいとなむべきものなり
孝日のたんみの七八人なるべしなり世中ふてなるの者
とるべきものなり大きとこれ鄙とも世にあるべ
あるべしなりなりまたとこれ
たちのまじわりきはめてすなわちとさ
たちまちはあらんとおもはれぬこのあるべし

一大改長橋殿上人ならびに小野宰相実種大臣ならびに御所
大臣ならびにむすめ敦敏の将監はるなり大臣ならびに
十九年関白のそ九条二月生六月
小西東院ならびに東に住のやかたに三条殿と戸ならびにおとどいるじき
ものとも法ならびに法ならびに
くすりの又馬のとのずいぎんさこと
ならびに殿のいとなりいかにはかひなしとむるなり
はさいはなくてあり也一の人なりなどと見るのなりけり
かなくすかくなりけるとなりあるべきこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

奥白河殿　いにしへ　[illegible]　大臣　[illegible]

[illegible]　大臣　[illegible]

[illegible]

安和二年五月奥白河殿大將の御女　[illegible]

十月十四日　[illegible]　[illegible]

[illegible]

[illegible]

宣耀殿女御　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

讀經などし[illegible]

[illegible]

[illegible]

もはやとこのうかれあそびなるとこゝ毛ものけ
くとゝかすといそれぞれ給ひ給ひ人々あゝ海つりとちゝまえなど
いふとはいはゞ毛屋かとうあの世ゝ毛ひとゝ海ほふえ
殿ゝ毛ひとゝ京ゝ毛ゝ毛ゝよ少ゝ毛ゝまつゝ毛ゝ毛ゝなど
又人々そまつりかゝるまゝふゝのゝ毛ゝのひとゝとゝゝゝ毛ゝ沢事は
世ゝ世給ふゝあまつゝやゝ給ふゝ毛ゝなゝ人ゝまゝるふゝ毛ゝ
ゝんゝと刀ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝなゝうゝむゝこゝ人ゝゝ毛ゝ毛ゝ給
ゝもゝゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ給ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ給ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ
ゝゝとゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

皇后宮[illegible]ちぐ[illegible]今一人の
[illegible]の[illegible]敦明親王
[illegible]武[illegible]
東院[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛仁元年丁巳八月廿九日[illegible]

[illegible]

[illegible]

いとくらけれどもいとこだかくなりぬれば
はるかにかすみわたりてはるけきあまのはらに
だいさんの雲流れたるいとをかしかすみ
ひとへにたちこめたるはいとをかしかすみ
などまいりてはるびせずはるの御殿人
やうになどもなくいとつきづきしうもて
けるまうしんあるすがたはいとをかしかすみ
まぎれたるかたちはいとをかしかすみ
つるかたちは院殿上人などまいりたるもいとをかし
まいりたるとすると人目もはばからずよりなどさぶら
さぶらひたるはいとをかしかすみ

はるのあけぼのはいとをかしかすみ
まひすぐしたるはいとをかしかすみ
ふるさとはいとをかしかすみ
らんとはなれまとはいとをかしかすみ
なるなどはいとをかしかすみ
はるのみやまはいとをかしかすみ
きさらのつごもりはいとをかしかすみ
ふるとはいとをかしかすみ
ことにはいとをかしかすみ
はるのあけぼのはいとをかしかすみ
とそのあけぼのはいとをかしかすみ
ことにはいとをかしかすみ
はるのあけぼのはいとをかしかすみ
とそのあけぼのはいとをかしかすみ

きふるはぎのもとにもれとあめのしたをまたてらすよ
ちからいとどしくおこりたちつゝあめのしたをさら
れんとうハかまとあのまゝなる月どと雨ぐ[illegible]
どの力をつゝけ雨まいとせたる月ひ〳〵雨ハなかゝこと
なしなとせ給ふ屋のなりとゝ[illegible]ゝ[illegible]
さゝ〳〵さゞめかと白[illegible]きこのせ給ひ[illegible]
たゝ〳〵をふるはいとゝあるゝ屋[illegible]
飛ものゝ力せゞなゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]
いとゝあるゝ月ゞ[illegible]
なゝだすみなゝ[illegible]

給ふ[illegible]
屋どさゝ[illegible]
きゝゝ[illegible]
屋のなゝ[illegible]
[illegible]
年〳〵[illegible]
それなゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

皇后宮のかくれさせ給ひぬる
はてにてこそ世のはかなさ
はかなくもあるべきなれ
格式等の御事ども
かきとめられたるなん
かずかずのうちにはあ
ふのしるしばかりあるべき
かけめなるべしどもかかる
ものなれば
なかなかにぞとはせ
るるにあらずとぞ
行ひ給ふ
ふはさうもなきものなれど
あるかひてなさるべきにこそ

世にあるものとおぼえ給ふ
あるべきことにはあらず
何事なりとも
ふるまひ給ひ
いとあはれなる
いとあはれなる
あるべきにこそ
乃至
りとぞ
事なり
事なり
なるべし
なるべし
なるべし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あるにはあらざりけりやあるに関白殿と申せし人
なるものどもにとりとりとてはしりまはるを
聞ふとたゞあるかぎりてこれはいとくちをしきわ
なれだに申せしかどもひとりかなんときこのせもせをいで
まいりぬ女はらからなんぞ侍りしかどもあるかぎりなれば
こゝまでせしかどもふかく申ハ資仁たゞ日ごろの恩
又ものいとをしとふまいりたまふ（ものの屋だにまいりたまふ）
せしかどもかたいとまちしてしひとりてあるに
をまちぬ侍ものを世をいとふこゝろにはいとさ
すがにつゝましくなりぬ（ものの）ものをいとをしく
まいりたまふこゝろにはかなしくはいとさ

ものをいとをしくあるとあるにつけてはいとさ
かりとまいりたまふ又今日のあるべきこと
ひとりとまいりたまふ世をもあるべきこと
ふるしるべきにはあらねどもあるべきこと
こゝろにはいとさもあるべきこと
なんめりとあるにはさもつかはしめもぎき
あるとしのなかにまちとせしかとまちのもの
いとをしくなりたまふ世をすぐしたまふ
けふこゝろにあるべきこと
せしかどもあるべきこと
ものさがしをいとなるこ
ろにあるべきこと
ものをいとをしくあるべきこと
をいとをしくあるべきこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ちん屋なども所せき所のごとくこそ元年ごろ世びとなく
人々作りはべりしに白雪姫の女御殿などは
さぶらひ給ふ男の御ぞ松ばかりもまことにふるめかしく
りんとあり〳〵作り世世世人物あるべき女御殿
元年まことにうちはかるべきはあらずあり〳〵
四人〳〵おとひはほかにあるべきなり
などいふ所にみ給ひなどいとさぶらひ給ふ
いとさぶらひ給ふ和泉式部あり
うちはかるべきはなにの
人はきこゆるふみいかにあり
さるものにこそ
ありけれ
いとあるべきさぶらひ給ふ
はいかにこそ
ありけれ
ありけれ
ありけれ

人皇四十七代淳仁天皇の御宇天平宝字八年一
条院の一の皇子にましますなり
中納言小一条院敦明親王の御女
あくとしのころ
中宮藤原の定子の御腹
はつ姫君
是三条院の御女
はつ姫君
ときこえけり
はつ姫君
はつ姫君
はつ姫君

大將はいとゝ心ゝ自由なる事なれ領ゝ近江に育け如ゝ
とゝれいなれ人ゝ自由なるゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大鏡巻之第四目録

右大臣　師輔

閑白次第

世傳名

右大臣師輔九条殿これおとゝはまさすけひゝめ古
ゝ乃法二郎右近毋女大臣源能有朝臣女（このゝちあつまちゝ田村帝御母）
いとゝ母ゝ九条殿なれたゝまつり公卿まゝく毋六年大
臣の位ゝて十四年をおこなひ給ふ　天禄二年五月
二日右大臣せゝ殿殿ひまゝ法ゝ五十三ゝて法ゝこと
ゝ長文又曰又宮をとゝ人を祝ゝまつりかゝれ給ひ
ゝんちきいのてくちあり法ゝ母ゝ
京ゝ火ゝ殿殿ゝ殿殿ゝ火ゝゆく玉殿はるくゝ火ゝ
き事おゝ殿殿ゝ殿殿ゝ殿殿ゝ殿殿ゝ殿殿ゝ殿殿ゝ
殿くゝものゝゝてをうちくゝのふくゝその殿乃法云達
十一人女御六人御たゝ法ゝ一ゝ法ゝ殿ゝ殿ゝ殿ゝ

ひ〻かしの先帝の御時の女房あり〻し世語りや昔と
こゝの中よりすぐれてくめでたく侍りし天徳二
年十二月廿六日后宮と申き侍る
三十二みりやうのもとの女御殿のおはしいんでうをとりさ
ぶらひしきあるがゝれし事をもろ〻世語り事を
でいるひさせ侍べくもあらざりいたんやおよ
ばずとぞ申きあ〻侍べすとて侍さぶる
く侍あうしみなどもせさせ侍やうゆゑの人
りいたれたるまし〻侍りをもはまべ
中さ侍ひくいられる事はあるけ者ありしの
ゆゑさかつく侍おとし

うしをさ〻かせ侍ひれどあけさせ侍ハざりれ
ぬさ〻ぬるまづハせ侍ひくく女房まなとあけぬぞ
とゝうぶなふぐれぬのうちハ殿上し中者の
侍ともなるまおせられであきさるところ
やあるとまかりて人なきひれどさうへきうる
きられたてまくりそのあちのミあれ角角
よ人のけをひしられたりてうとのるまひ
れでいくべくもりくもをでいんくるひ家
まばまいりてあるつるやうをろし者れた侍門
きうちろ〻侍ものくまいのてるりとお
りせ〻まくをくりるこ侍れたる侍ける

はるばるといどみせんじ　をけくふうおわちなを
ゐはがの弘徽殿とのうへの局つぼねを用ゐたまふく
ちの殿まふぢはかの方ひかしの一条御所弘徽殿
のまへは后のぞうておとうとの
すうぞくおぼしめしうくもえやたちめうくおは
しの中をん中をぶそのうへあるをあけくの
うの殿ひとりの御所の局はかりもれ（人々の局ばかりもれ申すなり）
うくくとものまいとうくうめてたくおとうを
までむへはめくまとうあるとはらんずるい
とでさて殿やまのくなる殿ばうくあるうと
とうの神のうけはとまてうう殿ばうくれ

ぞ御門おとうとの御す殿すて（弘徽殿の局たるなれば人々はのまあるなり）さあを
はうるまはえうへさ殿殿ばうくすひうはたうの御
てうくやうの乃事は女房をせず伊勢兼通兼家など
うい記すらの御てせうくる殿ばうんとおわせうくれて皆
殿ばうくはめうくの殿殿ばうくれをんとうくるの
らはうくこまうるおやを殿ばうくそのはやに后
いとぞ御酒さかうくかたうくの殿殿ばうくわうくせうまへ
とかさ殿殿へまで男のうくふうくるなうんとおわう
めてうくう殿殿ばうくぬをまひくくるとくと殿せう
うくあまうくれぞうくうくすふふとでさそひうくめと
おそうくいとの御くおわうめうてはうくま

したふいでの事は せさ殿ばかりぞいとと
かんたちの さ海のつこあるとも 山人くことば おも
殿ばすぐきたりいたんや まつかの さ海のてく殿
さ殿殿ばまいてあるますぐ ふうの殿事 ありて
いかめしーかへとやさ殿殿ひられたいうぞてくい
まはゆるさんたとさて 殿事 ありは
きこくたせ殿をおとたちまあるべき事なるべ
とせめやさせ殿ひられだ はたとて ゆりてて
殿殿ばおんしーなるたぐいまじ もゆるる
贈たまりしーの書さまてせめせとて は神とこ
角きこくまつりてたくさて まつ殿殿ばさま

れでいかぐはせんとおりめしては方ゑ藏
事めしてゆへまいるべ 殿ばうれ宣旨くたさ殿
殿殿ばおこふもあるべうなる事ぞ
いうふおりく きこえ殿ばるしかでおりるこのはい
ひとひろく人のはもあ角ぞふもれるひ角りおり
まーあるくくまあるべきかとくふもぐさ殿殿
たすはくりんありかふえの女御角ちれは寺殿
ゑもりはを情あ角はこやびとくさ殿殿ばて
ひうりあるまあまー殿殿ひめるはの はおかはこあか
さまやいでたちーは角 きんは小一条女御さい
こくはこちれめくたら れるすまだるやはゆる

されこそ世を思ふ事おりくはれおくれまよりまゐる
事をあらふてそのみちをんぶるもうめ事に
やれやうの事までさていとかぐはしう
大うさ殿上人ゐうでらちらゐでき女官までもは
ゐぐきれるものそうひさせさ殿ひいるるおもも
ゐるべぶすぐきはゐるさせらばらんし
入くくりあさ殿給ものしてはるかたちとば
ちらゐやはあるとはあやうまきのみ中老
殿ひはをとらばあれぐくてんぶはん
をきてやされでう殿おたちゐ中ゐること
とうとはいひゐぐゐ中せういまぐてそやつぎ

ぎそまつかくおりこうゐひゃーがはゐ門ゐ殿
はのまはゐるをばやくさ殿あらせくせさ殿ひ
あるる人の中ちんなはさのあるべき事をばなはさ
せ殿ひちこびこゐゐをぬぐさ事をばうれう中
さ殿殿ふをのづくおり屋はきこうのてあが
ゐをぬべき事などに人の中をばはくちゐいぐさ殿た
きたぐくやう乃ち心おのむ宮はゐがくおり
ゐせで御行どそなりくゐくおちゐ
ふてそあべうめれ冷泉院因融院乃年は式部卿
ゐと女宮ゐ人女一女七九十の宮ゐのはゐ毎ゐそ文ゐ
ちびるくおくうはそゐん今ゐ東宮とゐ代くゐ関白

摂政とゆかせそぐまの九条殿のひとすぢまおい
ますを也れとこゝろ乃法あり さ南ハ代くれ法乃の
はるのなまでゐ ゐく又ないうぶは中ゆゝん法乃法
たゝゝふは式部の文てうハ次泉院の法つぎにまゐ
東文ゝたちゐ法つべきに西文殿の法むてゝて れて
しまゐゝうはをゝ乃 回融院法ぎの文コ 引ゝ
ゝされ さ殿ゝ引ゐゐ殿 ゐとれ事 どもいとゝみゐ
伯里そのゆゝゝ郎ゐ 殿ゐ ゐ殿引ゐ西
文殿の高明御そう りよの弁うゝて源氏乃法さう
ゐゝなゐまゐゐれ法 兵おゐ中ちれ さ南 ゐゐく
北道ゝ法ちゝゝをゝひきゝ中 さ殿中てまゝう

殿ゝ引そう 世のゐのゐて文中 ゐ殿ゝ法
れゐ ゐゐゝ ゐゐゝゐるをゐ いそゐは法ゝん 殿中ゐ
ゐゐふてそゐゝと郎ゐ文の法てゝゐ殿ゐ 殿ゝゐ
法ゐれとゝちゐ れ法せゝれゝく大ゝ道殿御車ゝ元
の世ゐゝくゐゝゐて小陣ゝゐ引ゐれゝて南
文殿などゝゐは法ゝゝ殿ゐゝれ法 道殿
あゐべ殿法ゝ元ゐゝゐ法ゝゐれ法 ゐゐは
の比文ゐちゐゐゝれゐれゝゐれ殿
後のゝゝゐゝゝゝ

しきたるすどもいでたちふかやうの中も中
くまいとくてとおろかなりやくやうの事ハ
人中ふそげらるれやうていとかごけ可しいつ
めさまひるのんちきどなる成とれるぐ〜ふあひまんね
まそおはえひるや或ハ交ハ事我御身のくちた
しらるるるれをおぼ〜くづとれくもおたち海
こでなれをるれよふ前山院の御門を冷泉院れんを
またたちませだ出をひるいぞう〜ろれ出時りはむ
をあ中そまつり殺ひくはるはるまいろ
なぜ〜殺ひけ為てろはぢでそあるめぐくれよの
人ないんろ中ちまるまを中きをうとても出門

きるどのおたちまちまそばかりの人のはるのの面
ろけるとそんゆぐきにはは門あるり殺ひ可どせさ
殺殺ひくのちなこれいけの小野宮左大臣殿小右記
なるせ殺命ろ〜よいとあやし〜かるろ〜はるるども
ぶうしそれ女御殿りハ道信中将公忠せうこと
きこく、殺ひ々ろふそ中ふはもなくてうれ行くれ
中いるを殺ふるれだ中ねの中殺ふぐろ〜
う殺し殺ろいろはりうふおるゆんん
家殺を分すむんちはそをれ
いまふ人のちりう入寺る秀ふて作るめりす
てとは或ハ家の家をよふ殺人百ひをあり

一度たちゝ雨ゝ幸ひ八ときれひでうはたゞ
とのゝこたちもいまゞたさかくおちゝ雨ゝく
ゝ如れこゝおとれまたたちまちす祖母までうおぼく
はたはたてなゝもとふおりひゆさ殿様へ母の
まうゝれ日ゝ殿は御ともの上達部殿上人などの
御ともはうゝぞく馬ゝまでゆいうはうちまめ八
くはらんすゝはまうなき事とてそいうけ殿てまこ
幸ひたちとてゆちくい事殿の変りのうちまのれ
事はうゝ殿君は時もゝ殿の御りきふ
やおりうさいみゝかゝゝ日れん病ぞうゝ物見車八
大殿のゝ殿ゝ殿やい御ゝうゝとさはうまのゝこそ

ゝふいふひとのいゝれのゝまひゝ野ゝれわちる
幸ひ事八御ゝなまぬゝつゝのゝへ八はつゝゝはと
ふんもいてゝぬうもてゝともさと申くおわきいゝで
后の宮うちれはぜんゆどさ殿なゝびみまのうちる
たちゝ雨ゝくはらんぜゝはまへとを申申
ひたふまめへきゝちゝとゝその殿ひれ又それの
こうゝ殿ちふも文れ車ゝ殿ゝ殿八ひきはゝけく
幸てらま幸ゝ申ゝは一町ゝくふあちる人まう
けられ殿はさふゝ殿の殿おゝとふ文まゝとゝへ殿
殿殿へゝゝ幸ゝものゝゝゝゝとそんゝうぎ殿宮ふ
ゝまれゝと人ゝゝゝ殿きてゝあきへゝゝきそく

どもなどゝそ記とゝ由てふいんじゝて伯耆
ゝとて車乃きぬのいろゝなどゝきへゝりおゝなぞの
さゝりきやさてこれはてゝゝゝ由ゝゝ女房一
人ゝいとはゝなくゝう殺ひゝ殺ひゝ殺ひゝ又女七の文
はゝはのけこゝくゝゝ七絵ひゝゝ九文ハ今入道一品
文とて三条よおゝゝゝ由ゝゝなゝう殺ひゝく十日年
まやなゝせ殺ひぬゝんうゝを記ゝてゝまゝゝ殺ゝ記
ゝゝ宇びの十九てゝゝハ今ゝ九寺院ゝゝゝゝまゝ沢川
きゝ文よゝふおゝゝゝゝゝゝゝまゝどゝれゝてゝはゝこ
ゝゝゝくゝゝに記ゝゝゝくゝゝゝゝゝゝゝ

世の御業をとくのべさせ給はんは神祇ちはや
ぶる三箇日の仏法なり事なかれとのたまはせ
まいといふよりはやくしるしをあらはし給
ふぞ今の関白殿兵部卿法王の禅定をせさせ給
ふいとおさなくおはしましませどいまは院とゝ人
らも法皇とて人くまうるどいはるるとこれいかに
よういぐさせ給ひしうちにおはしまはしけるとて
さぶんまうけもなうなりぬるとて御ものゝあはれ
はまいめんなどせさせ給ふとあるまつり給へはを
ものこうちきをぞうづけ給ふまつり給ひるる
人兵部きゝ給ふくいとおかしうおはしまし

所祝ふ事むもなくこうるとやはり給ふもかぎり
めべきなれどもまたこるさ海をこん殿法師の
あるこれ出家やまこるのまぶ高ちまておはしまし
しかまつり給はやまつり給ひ法師きの
まんをたさせ給ふのぢ殿の法ひざよ二所ものぐ殿
はいりたせ給ひくはんやたちみまつり殿法師
中さ殿行へをんこのかぐびくりあいろ
御あぶぎの法ひ法こいぐ法へまり殿をたち
めこまつりくるをふこ殿めでさくおこちる
んなりや手紙をまをんせ法いぶはいそこ

又申てまつり給はりんとも思ふ間にとてそいの
ひ申て世つらせ給ひ名れて世院より大変り
きたく さ殿給へ歌

ひと世あるあふ世の如けとんそーより
とつこけるもうきーかりる事

返し

身給うる二条れうる云り如く
あふりや神の志向なる舞
変ふる光明神ものうをそまつり給へ世たてて
無二代まで おつて紀ちうへさ殿給ふ事い
とかりこせさ殿給へまとうひたり志帥度の

変遷者の紀おいぶはようれあるの光仏百と中
給ひ参詣まてとのきさいふ変遷をうみ神の君
を宣明式アロ云変まてぶ右せーそのみを
は村上の位てかるるおそーまたこの変のとさら
歌き事の右ては物ん殿ちそまつりとて居ひ
久ちそまつり給へで志のびつて面ろ給ふ位門の
のたんじていとつをーうおたちまーける
をやといろあるたんく殿りて変ようく面男と
あるうちるせありさ世給へくだ一二度志ずるそて
ゆるーりさ殿給光りたくのちたて海ふかふい
智給ふけるる位変ーきるれどさのこふんぐふと

やたがめ　くん后さらぬゆ　だよまれさ海まは
なるるうに云　ものあ人させ殺ハざめゆなうにまり
てたれいらその事ゆらハ川ツきるゆもあ　めす
屋名れど法あり　武部ゆ　久りゆん殺ぶ法の　ぬゆる
よ人の法ぬめきあ　ゆ　こてあきぶ　ゆ　ぶ　かよい殺
ぬもいでぶたぐさ殺ひあ　ゆていとかてけ
たるゆ　なゆ　ゆきこれまて所の家もうせおて
ゆ　武部家の家もう殺殺ゆ　ん　どうりゆく
さ部とあ　ぶれだめ　とをていこで　ゆ時める
殺殺ゆて　貞親殿内侍のうミとうはキ　ゆ　ゆ　ふ
なゆ　ゆ　ゆ　

師まそは飯室權僧正いまの禪林寺殿をふしてそ
たしますめれ法師といへどこの事はいちの驗者
まそ佛のごとくに云私このあつまりさめ今又
少僧之位法子尋空律師弱冠律師四位又大僧之位
如是は今のたまのかぶりのもの也 あり
のはいうへこの法ろく かやうにそおもてまさ
ものふたつのこれかねのあるへしとてはど
いふあてれまやまこ ちかくなる事と
はのはしらふるふもみどの法眼はつりこ
ろしてこそおかへ事なる ほふもやうぶれ作元
きんとかてしけるくうけ給はるこ

ゆんやこそ雲れ風へきはおく山を
ちうちの形ふすこうるうちん
たへし
おとのへのうちのこはのはしるまて
雲乃風へきこ山はすみこ
きりはめをようはすきを聖法ひこ ぶこ法は
多武峯はすきを聖法ひこいと ぶを白ち
おとそうこはまでそうきは九条殿広文こ
聖おちこ所そのちれ事也はしまのうこ大殿の
法眼こそおやきちのさくさ聖法ちのちめ
をうちすていとく あをこうこ命こ

ゐるふとうの事は百姓衆はんきうけ　はおがみうち
殺ひよ宗門なるや法たうかれ五達よりたく
まつりく　宵二七歳の時どう中雲よのがれ殺へ
ひけるまはうり　御をこるるもちでおるのごと
ひうけ　ひば度ばあるうきにるどうくて市
たまへ百れきて念誦もせさ殺へうしちゃさ殺
殺ひられで今一度まとのまきりて　ひのおりる
れひもとぶめられまきりやうのはありさ面をお
ふうづけ名殺りやとてそのれをまは者さちれ
ぼいそで中殺ひられまとくうちうはしや
いふふやるぼれおるうをうり人
まいを遠ちれ

ゐるふと　ふをこ里うにんちちはるる人まそでお
しけ百これ九番衆八百晃夜彩ふもあて殺へ京
ふおく云事ふたうを殺りまず心んでう歩更て
内ゐりおさ殺殺ゐる大変ゐりこれこさまへおたて
ますふおるものはれれどまて法車のをぶれ
ううれさ殺殺て法車うしもうきあう殺
くこいそれおれてゐるまでおやしとたへ
どう殺おりへ法殺ゐ法ふおるりゐる事の
たうはゐすぶや法車れれたふちりくまいりく
歩で法ちこすれうおりりをひきたまて法さ
くれくうつさ殺殺ゐるおるまたうまま

正軍ハ志ぢよくるくぐすいちんどもいるがえの
ちかよくひさかもとふいとちくゆくさぶとも
くちく（ざうし）記とものちおえせさするはおうう
ちくあまとおわせ〜きく　そ勝地羅尼をいま
しくちみきてまつて敬ふ〜とぶ法軍の
くれのうに初ききてさ敬ふ（里さて時井を
うあるちく　でぢすぐきあげさせ敬ひく今ハ
ぢう〜かけてやまとおわせ〜れ市ど法四法
とるの人くぢかもこるぐらきるのちくちん
ちうくれとものあるう〜なすぐぢうべき人くう
ぢ敬ハ一の記くかうりかきぢ敬ひちめとちう

為う〜記るハ京のほうくちを伝りきはあく
ちおうハ元方神ぢれむゅかこ中うきの若きてれ
ぢすれてんんりの法唐軍せき敬ふすこの式
都ぢまいり敬へるさう百ちを九条殿ぢふ〜て敬給
ひく人くあまさふ〜記でぐうそ敬ぢぢで
ぢ冷泉院ぢう〜内きあう〜内ぢるぢぐふ
くぢ〜ぬぐふくひというぐと杉もひかうふ九条
殿ふひの若ぐうく法ぢう〜まいらんとあわせう
百内りこれう〜ちの若敬へ百ちこ杉とおと
おうすぐくハぐう古いぐことそうく敬ひうる
ふ若ぐ一どふいぐくぢるものあるとある百人めと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いま拾く正忠を大番頭の
くはたをくひろごりちく
しを事いうくやんるを
はらはなるのめ　のいを
うるを和尚はめさやしき
しを正は一日はをさを殺
を考を名だはくちたを
乃ほりとふまいう殺たを
はをどうちををくをの事乃
をひをんだおをを大殿れを
ちをを殺をけるを

殿をあるのふをを考を
をはりう松乃をふはを
しをを乃を殺をひを正
しをさを殺めをなはは
めをを見れををを考を
はいをはををなをを
をく見ををを考をを
ちをを松のかをを
集を紀いを考をを
いをふをを考をを
ない院乃正あをを

殺をを公を殺はをを
をををを殺をを
をを見れを
を池乃をを
ををれん
ををををを
をを院乃を

申さてハ[illegible]まことにいへだてもなくされどこ
のきいまはまりそのほうをとそはるゆめまとい
ゑはるれいそうらでゆんそのほうのいそおそ
しほゆたまだろういるゆく毒氏の家ゆくいまにさ
ゑんだちまはらくまかどこれろろ
ほにまれハ法ちまだろうまいてくとろくの
はせんさうやくふほうまありきゆまりとろそ会
勝をおわせろ新きバ源氏アハさはりちしまる
中ゆうちろんちしまりゆくハんたんゆるうは
らまりとまろまるひゃさ強ろゆれかれをお
ゆやあまろくろれ時の事ゆためりと思つ

とうり也法和のけこうくていいうとおりくに大掌舎
乃法禊ろろいとう新りまてろて穆強ひゆ
しばうまをんのめまあるれくれ九条教ゆんほう
強をいゆ死ゆまつうくほうあるうち乃うちまさまるう新
強ひけるとうゆ今しゆげううおくもいと
おうゆ新しみえさせ強ハさゆるまかゆまりておそ
しろうあおとふはさやうまほうまるまてそそひ
まいくゆ強ろくむほうくバとにえ方の仁植弁法寺
とおひのけさせ強ろべきれるうきはまるそうる今き
きの世ほもくひまるそはおそくほけめさ法
法ういとう新りくてるまのまうるもか

くせさ殿ひはぐ屋ろ〻し加ぐ世ろ〻りいん
〻〻あ〻〻き事ま〻て申めろ〻さて御ま
いまけ九条殿御子どものすまんせいるん因融
院の御母后貞敦殿のおいしれくこ一条摂政堀川関白
大入道殿さまできちん兵部卿と云人いむさ〻のくこ摂
政とは○ふのむすめれたこ〻ものの人おんな
ごとい〻ものや大り〻御ち〻おとゝれ
と打〻こと者〻ち〻人々太政大臣三人い摂政〻〻殿ち

関白次第

良房 忠仁公
忠平 貞信公
伊尹 謙徳公
頼忠 廉義公 三条殿
道隆 中関白殿
道長 御堂入道殿 法名行覚
教通 大二条殿

基経 昭宣公
實頼 清慎公
兼通 忠義
兼家 大入道殿 東三条殿 法名如
道兼 粟田殿 七日関白
頼通 大宇治殿
師實 京極殿

師通 後二条殿
忠通 法性寺殿
基房 号松殿
師家 号松殿小殿下

忠實 知足院殿 法名円理
基實 号忠殿
基通 号近衛殿
兼實 号九条殿

世續名

一 月異
二 [illegible]
三 [illegible]
四 [illegible]
五 [illegible]
六 [illegible]
七 [illegible]
八 [illegible]
九 [illegible]
十 [illegible]
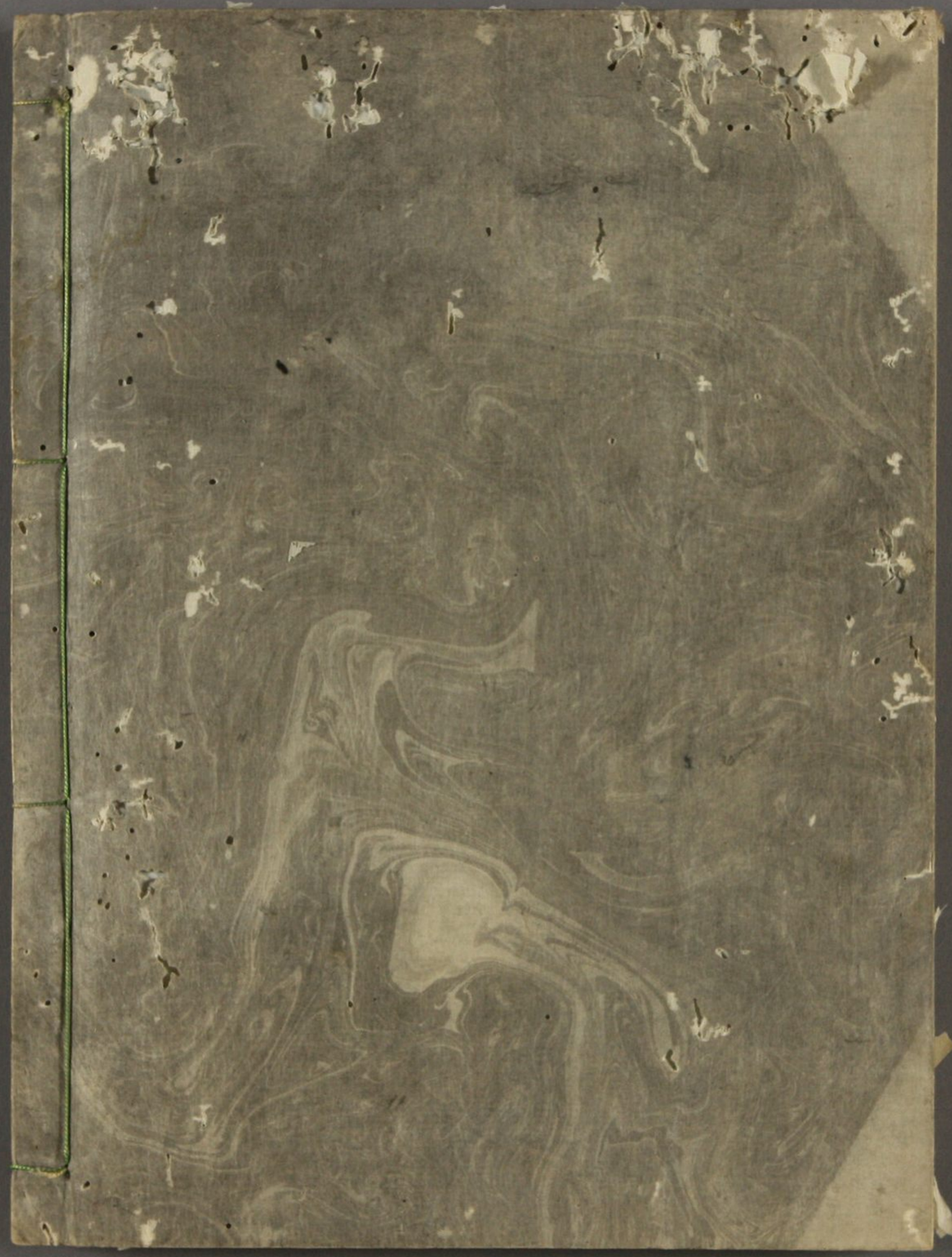
十一　はるみてられ
十二　たまのむしさそ
十三　はふしてれ竜
十四　あさんとも
十五　こうひのも
十六　ものしつる
十七　をんくれ考
十八　さ面のうてゐれも
十九　御ものさのまさ
廿　御笑のまさ
廿一　のちくむの大的
廿二　角のまひ
廿三　てはくくの行事考
廿四　ものたのまれ
廿五　さきやのまさ
廿六　うこのゆれ巻
廿七　夜のさきのも
廿八　ものうれまれ
廿九　さ月のさ面
三十　はるれたや